

「生粋かながわ牛」認定要領

第1章 総則

（目的）

第1 この要領は、神奈川県産牛肉の認知度向上を図るとともに、良質な牛肉の生産拡大及び県内における需要創出・拡大を進めるため、神奈川県生まれ、神奈川県育ちの牛肉を「生粋かながわ牛」という名称で認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要領において「生粋かながわ牛」とは、第3に規定された基準を満たし、認定された牛肉をいう。

2 この要領において、「登録流通業者」とは、第4により認定された業者をいい、「取扱登録店」とは、生粋かながわ牛取扱店登録要領（平成26年8月8日付け）第4により登録された販売店及び飲食店等をいう。

第2章 生粋かながわ牛の基準

（生粋かながわ牛の基準）

第3 生粋かながわ牛の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 生産農場
神奈川県内の農場で生まれ、育成、肥育されたものであること
- (2) 品種・性等
黒毛和種の去勢又は未經産雌牛
- (3) 出荷月齢
26か月齢以上34か月齢以下であること
- (4) 肉質等級
4等級以上であること
- (5) 神奈川食肉センター、横浜食肉市場及び東京食肉市場のいずれかでと畜された牛
- (6) 生産履歴を公表できること

第3章 生粋かながわ牛の流通

（登録流通業者の要件と認定）

第4 登録流通業者の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 神奈川県内で、生粋かながわ牛の卸売ができること。
- (2) 生粋かながわ牛を恒常的かつ安定的に取扱登録店に提供できること。
- 2 登録希望者は、生粋かながわ牛登録流通業者認定申請書（様式第1号）により、かながわ産牛肉販売促進協議会長（以下、「協議会長」という。）にあらかじめ認定申請を行う。
- 3 協議会長は、登録希望者からの申請内容が要件を満たしているときは、生粋かながわ牛登録流通業者認定証（様式第2号）を交付するものとする。

（登録流通業者の責務）

第5 登録流通業者は、牛肉のトレーサビリティ、食品衛生及び食品表示に係る関連法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 生粋かながわ牛についての積極的な表示宣伝
- (2) 生粋かながわ牛と他の牛肉との区別化
- (3) 協議会長が行う流通状況を確認するための調査受入れ
- (4) 取扱登録店の拡大及び生粋かながわ牛の適正な取扱指導

（生粋かながわ牛商標の使用）

- 第6 登録流通業者は、生粋かながわ牛商標使用規程（平成26年8月8日付け）に規定する生粋かながわ牛商標を積極的に使用するよう努め、その使用にあっては、当該規程を遵守する。
- 2 登録流通業者は、生粋かながわ牛商標を積極的に使用することにより、取扱登録店に対する適正な流通に努めるとともに、取扱登録店に対して当該商標の積極的表示を促すものとする。
- 3 当面の間は、生粋かながわ牛の商標や訴求資材の使用に係る経費は、かながわ産牛肉販売促進協議会の負担とする。

（登録流通業者の取消し）

- 第7 協議会長は、この要領に違反した登録流通業者に対して、登録を取り消すことができるものとする。

第4章 生粋かながわ牛の認定

（認定申請）

- 第8 登録流通業者は、この要領に規定する認定基準を満たした牛肉について、生粋かながわ牛認定申請書（以下「認定申請書」という。）（様式第3号）により、認定申請を行うことができるものとする。

（認定）

- 第9 協議会長は、認定申請のあった牛肉について、認定基準と照合・判定し、認定基準を満たしているときは、生粋かながわ牛認定証（様式第4号）を交付するとともに、当該牛肉の個体識別番号を公表するものとする。

（その他）

- 第10 本要領に定めるもののほか、生粋かながわ牛の認定に関し必要な事項は、協議会長が定める。

附 則

- この要領は、平成26年8月8日から施行する。
この要領は、平成27年4月23日から施行する。
この要領は、令和元年5月24日から施行する。

かながわ産牛肉販売促進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「かながわ産牛肉販売促進協議会」（以下、「本協議会」という。）

(目 的)

第2条 本協議会は、畜産関係団体、行政機関、生産者等の密接な連携のもと、県民に安全で安心な「かながわ生まれ、かながわ育ち」の牛肉を広くアピールし、販売促進を図ることにより、本県の肉用牛肥育経営並びに素牛生産に資する酪農経営の経営改善支援に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) かながわ産牛肉の流通支援に関する事
- (2) かながわ産牛肉の販売支援に関する事
- (3) かながわ産牛肉に資する素牛の適正な管理及び肥育技術向上に関する事
- (4) かながわ産牛肉のトレーサビリティに関する事
- (5) かながわ産牛肉の枝肉成績の情報収集、分析及び提供に関する事
- (6) かながわ産牛肉の安定的な県内供給に関する事
- (7) かながわ産牛肉のブランド化に関する事
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

(組 織)

第4条 本協議会の組織は、総会、事務局会議とし、その構成員は別表のとおりとする。

(役 員)

第5条 本協議会を運営するために、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 監事 2名

2 会長は、一般社団法人神奈川県畜産会専務理事をあてる。

3 副会長は、総会の同意を得て会長が指名する。

4 監事は、会長及び副会長以外の構成員の中から選出することとし、総会の同意を得て会長が指名する。

5 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。

(職 務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、本協議会の会計を監査する。

(総 会)

第7条 総会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) その他本協議会の運営に関する重要な事項

2 総会は、必要に応じ会長が招集し、自らその議長となる。

3 総会の構成員は、やむを得ない理由がある時は、その代理人を総会に出席させることができる。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 会長以外の者が、総会を招集しようとするときは、総会の構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局会議)

第8条 事務局会議は、本協議会の業務を円滑に処理するため必要に応じて開催する。

(意見の聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、総会等において構成員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(会計)

第10条 本協議会の経費は、協議会構成員の会費収入等をもってあてる。

(事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本協議会の事務を処理するため、一般社団法人神奈川県畜産会に事務局を置く。

2 事務局長は、一般社団法人神奈川県畜産会常務理事とする。

3 本協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年3月27日から施行する。

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表

かながわ産牛肉販売促進協議会総会構成員

団体・機関名	役 職	該当職
一般社団法人神奈川県畜産会	会 長	専務理事
一般社団法人神奈川県畜産振興会		専務理事
全国農業協同組合連合会神奈川県本部	監 事	畜産部長
神奈川県食肉事業協同組合連合会		常務理事
神奈川県肉牛経営者協議会	副会長	会長
神奈川県酪農業協同組合連合会		専務理事
神奈川県環境農政局農政部畜産課	監 事	課長
神奈川県環境農政局農政部		農政課長
神奈川県畜産技術センター		所長

かながわ産牛肉販売促進協議会事務局会議構成員

団体・機関名
一般社団法人神奈川県畜産会
全国農業協同組合連合会神奈川県本部 (畜産部食肉販売所)
全国農業協同組合連合会神奈川県本部 (畜産部)
神奈川県食肉事業協同組合連合会
神奈川県酪農業協同組合連合会
神奈川県環境農政局農政部畜産課
神奈川県環境農政局農政部農政課 (ブランド推進グループ)
神奈川県畜産技術センター